

以上を請へ本部又は支部に申込むものとする

(但し婦人は会費二月三斗)

第五條 本組合員にして重大違反を犯したるものは大会又は本部等  
員会の決議に依り除名するを得

第六條 除名の決議は大会にありては出席代表の三分の二以上の  
同意に依り本部専らにありては全員の三分の二以上の同意  
に依りて成立す

但し本部専らにありては大会に異議を立てる  
ことを得

### 第七章 会計

第七條 本組合の経費は組合員の会費其他臨時収入を以て支辨  
し各年度三斗及六斗決算は大会の承認を必要とする

第八條 本組合の会計は本組合の財政部長を以て仕す

第九條 会計監査は本組合の財産会計等を監督しその  
責任を負ふ

### 第八章 附則

第十條 本組合の規約は大会の決議に依りて変更することを得  
す

第十一條 本規約は昭和十五年 月 日より実施す